

黒石市教育委員会告示第8号

黒石市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成30年6月27日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示

黒石市就学援助事業実施要綱（平成21年黒石市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の意見を付して」を「を経て」に改める。

第5条中「、学校長を経て」を削る。

第6条第1項中「費目」の次に「、支給対象経費」を加え、「支給額、支給日等」を「支給額及び支給対象となる児童等」に、「とする」を「とし、就学援助の費目ごとの支給日は、教育長が別に定める」に改める。

第8条第6号中「被認定者が、」の次に「偽りその他」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、就学援助事業に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第1中

「

4月に準要保護児童等である
新入学児童等

を

」

「

準要保護児童等であって、翌年度に小学校1学年になる就学前児童及び小学校6学年の者

準要保護児童等であって、他の市区町村において同様の支給を受けた後、当該支給を返納した小学校1学年及び中学校1学年の者

に、

」

「

購入額（10円未満切捨て）。ただし、26,020円を上限とする。

購入日現在において現に準要保護児童等で、小学校1学年から3学年まで及び4学年から6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキーについて

を

」

「

購入額（10円未満切捨て）。ただし、26,020円を上限とし、小学校1学年から3学年まで及び4学年から6学年までのそれぞれの期間に各1回とする。

購入日現在において現に準要保護児童等である者

に、

」

「

準要保護児童等で、自宅から学校までの距離が、小学生は片道4km以上、中学生は片道6km以上の者。ただし、最寄り駅（市が認めた駅）から学校までの距離が、小学生は片道4km未満、中学生は片道6km未満の場合は、その区間分は支給しない。

を

」

「

準要保護児童等（スクールバスを運行している学校に就学している者を除く。）であって、自宅から学校までの距離が、小学生は片道4km以

に

上、中学生は片道6 km以上の者。ただし、最寄り駅（市が認めた駅）から学校までの距離が、小学生は片道4 km未満、中学生は片道6 km未満の場合は、その区間分は支給しない。

」

改め、同表支給日の欄を次のように改める。

認定基準日
1月1日又は3月1日
4月
随時

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の黒石市就学援助事業実施要綱の規定により支給を受けた者に係る就学援助については、なお従前の例による。